

英国における放送番組の外部調達 について

2007年9月18日

三菱総合研究所

目 次

1. 英国における地上波テレビ放送の概要

①地上波テレビ放送の構成(公共放送と商業放送)

参考:英国における地上波テレビ放送の経緯

②ネットワークとローカル局

2. 放送番組製作に関する制度上のルール

①地上波テレビ放送における放送番組の外部調達ルール

②著作権の取扱い

(参考)番組調達における放送事業者—番組製作事業者間協約

③外部調達ルール導入の経緯(EU指令)

④外部調達ルール導入の経緯(英国内)

⑤外部調達ルールに対する評価

⑥外部調達ルールの効果

3. 番組製作者の概要

①主な独立番組製作者

②独立番組制作者の規模別状況





③独立制作事業者による番組製作の市場規模

④PACTについて

⑤PACTの主な活動

1. 英国における地上波テレビ放送の概要 ①地上波テレビ放送の構成(公共放送と商業放送)

- 公共放送(BBC×2ch、Channel4)、商業放送(Channel3(ITV)、Channel5(Five))の5chで構成
- 地上デジタル放送では、これらの同時再送信に加えて、追加チャンネルが放送されている
- ITVは地区別・時間帯別に免許を付与された16局が全国ネットワークを組んで放送している

	放送開始	公共放送 ／商業放送	事業の 許可	主な財源	備考
BBC (British Broadcasting Corporation) 	1936年 (設立は1927年)	公共放送	特許状 協定書	受信許可料 (広告、スポンサーシップは禁止)	・「BBC ONE」「BBC TWO」の2チャンネルを放送 (「BBC ONE」→幅広くあらゆる層を対象とした総合的な番組編成;「BBC TWO」→幅広い成年層の興味に応えるような、質・深さのより充実した番組を中心とした総合編成)
Channel 3 (ITV) 	1955年	商業放送	免許	広告 スポンサーシップ	・地域別に免許を与えられた15局(14地域;ロンドンのみ平日と週末と別免許)および朝食時間帯(全国共通;6:00-9:25)を担当する1局の計16局で構成 ・ネットワーク番組の編成や番組調達等は共同で実施するが、地域ごとの番組を流す時間帯もある ・番組調達は自社制作及び外部調達による
Channel 4 	1982年	公共放送 (非営利法人)	免許	広告 スポンサーシップ	・文化的に多様な社会の嗜好・関心に応えること、番組の形態と内容において新しい試みや実験を行うことを目的に設立された ・番組の調達・編成のみを行い、制作は行わない
Channel 5 (Five) 	1997年	商業放送	免許	広告 スポンサーシップ	・1990年放送法にて新設が認められた商業放送 ・比較的若い層を対象とした番組編成が特徴とされる

注:スポンサーシップでは企業名のみ表示(CMは放映しない)

1. 英国における地上波テレビ放送の概要 (参考)英国における地上波テレビ放送の経緯

	公共放送	商業放送	関連法制度等
1922	英国放送会社 (British Broadcasting Company) 設立 <一般企業体>		
1927	英国放送協会 (British Broadcasting Corporation) に改組 <特許状に基づいて設立される公共事業体 (public Corporation)>		
1954		ITA (Independent Television Authority) 設立 ・ITAはBBCと同じ性格の公共事業体 ・放送免許の主体はITA、送信施設も所有・運営 ・番組制作は番組制作会社 (ITV) が担当 ・番組編成計画の監督、広告の管理はITAが行う	1954年テレビジョン法
1962		ITAの放送エリアが全国をカバー	
1964	BBCが第2テレビ放送開始		1964年テレビジョン法
1972		ITAがIBA (Independent Broadcasting Authority) と改称	
1982	チャンネル4が (BBC第1、第2、ITVに続く第4のチャンネルとして) 放送開始		
1984			1984年ケーブル放送法
1985			ピーコック・レポート
1988			放送白書
1990		IBAの所有する送信施設 (商業テレビ向け) の分離・新会社 (NTL) への譲渡	1990年放送法 (これ以前の放送法は全て廃止)
1991		Mercury Asset managementが落札	
1996	BBCの所有する送信施設 (国内向け、海外向け) の売却を決定		1996年放送法
1997	Crown Transmission Services (国内向け)、Merlin Communications International (海外向け) が落札	チャンネル5が放送開始	

1. 英国における地上波テレビ放送の概要

②-1 ネットワークとローカル局

- BBC、Channel 4、Channel 5は、それぞれ放送事業者としては一つの事業者
- Channel 3(ITV)は、16の放送局から構成される企業連合で、全体で1つのネットワークを構成

朝食時間 (6:00~9:25)	それ以外の時間帯	
	地域	放送局(親会社)
全国: GMTV (ITV plc 75%、 Walt Disney Company 25%)	スコットランド北部	STV North(SMG plc)
	スコットランド地方	STV Central(SMG plc)
	北アイルランド	Ulster TV(UTV plc)
	ボーダー地方	ITV Border(ITV plc)
	イングランド北東部	ITV Tyne Tees(ITV plc)
	イングランド北西部	Granada TV(ITV plc)
	ヨークシャー地方	Yorkshire TV(ITV plc)
	ウェールズ、 イングランド西部	ITV Wales and West(ITV plc)
	イングランド中部	ITV Central (ITV plc)
	イングランド東部	Anglia TV(ITV plc)
	イングランド南西部	Westcountry TV(ITV plc)
	イングランド南部	ITV Meridian(ITV plc)
	ロンドン(平日)	Carton TV(ITV plc)
	ロンドン(週末)	LWT(ITV plc)
チャネル諸島	Channel TV(Yattendon Investment Trust)	

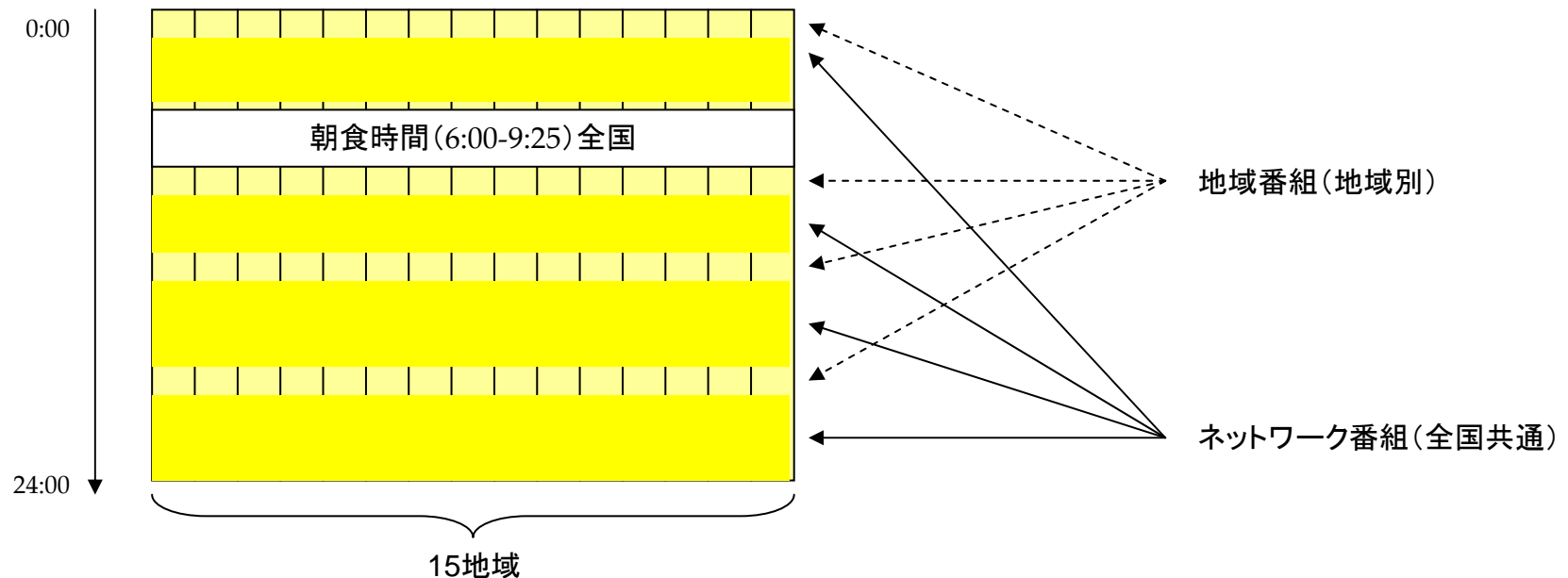


出典: <http://www.itvregions.com/>

1. 英国における地上波テレビ放送の概要 ②-2 ネットワークとローカル局

- Channel 3 の地域免許をもつ15局は、互いにネットワーク協定を結んでいる
- これは2003年通信法第290条～第294条にて規定されているもので、Channel 3 免許を申請する際に、このネットワーク協定への参加申請も併せて行わなければならないとされている(第290条(1))
- ネットワーク協定には以下の条件が定められている(第290条(4)(a)～(c))
 - 地域チャンネル3免許の保有者すべてに適用されること
 - その免許保有者により又はその免許保有者に代わり、制作、委託又は取得された番組が、地域チャンネル3サービスのすべてにおいて放送可能であることを定めること
 - 地域チャンネル3サービスを(全体として)英国で提供される他のテレビジョン番組サービスと有効に競争しうるサービスに関する全国システムとするために締結されること
- 実際のネットワーク協定はITVにより提案され、Ofcom が承認することで確定する

Channel 3 の番組編成のイメージ



2. 放送番組製作に関する制度上のルール ①地上波テレビ放送における放送番組の外部調達ルール

1990年放送法 における規定

免許を付与された放送事業者のサービスにおいては、
「各年において、そのチャンネルに含まれる適格放送に対して割り当てられる**時間の
総量の25%以上が、多様な独立制作番組の放送**に割り当てられなければならない。」
と定められている。

注1: 「番組」には広告は含まれない

注2: 「適格放送」についてはOfcom が定める(ニュースを除くファーストラン番組、と規定されている)

16

- (2) Where the service to be provided under the license is a regional Channel 3 service, the requirements referred to in subsection (1)(a) are—
(h) that in each year not less than 25 per cent. of the total amount of time allocated to the broadcasting of qualifying programmes in the service is allocated to the broadcasting of a range and diversity of independent productions.

(http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1990/ukpga_19900042_en_3#pt1-ch2-pb1-l1g16)

★地上波各チャンネルへの規定は次の各条が根拠となっている

- | | | | |
|------------|--------------------|----------|--------------------|
| 第16条(2)(h) | → Channel 3 への義務づけ | 第29条(2) | → Channel 5 への義務づけ |
| 第25条(2)(f) | → Channel 4 への義務づけ | 第186条(1) | → BBC への義務づけ |

★「独立(independent)」の定義については、国務大臣が命令により定めることとされている(1990年放送法第16条(5))

「独立制作事業者」の具体的な定義:

- ・放送事業者の従業員でない
- ・放送事業者の株式を25%未満しか保有しない
- ・放送事業者によって25%以上の株式を保有されない、または英国内の2以上の放送事業者によって50%以上の株式を保有されない

Ofcom による 実際の運用

- この規定は Ofcom が所管する(2003年通信法 第277条)
- Ofcom は、毎年、各放送事業者に対して外部調達比率に関する**実績報告**を提出させる
- 結果はOfcom によって分析、公表される(以下は公表例)
The Communications Market 2007 2 Television <http://www.ofcom.org.uk/research/cm/cmr07/tv/>
<http://www.ofcom.org.uk/research/cm/cmr07/tv/tv.pdf> 等
- 外部調達比率が25%に満たない場合には、Ofcomは当該放送事業者に対して**勧告、指示等**を行う(例えば、不足分の翌年以降(複数年も可)への持ち越し、翌年以降の調達比率の引き上げ、等が2003年通信法にて規定されている)

2. 放送番組製作に関する制度上のルール ②著作権の取扱い

- 著作権の取扱いも含めて Ofcom がガイドラインを定めている(2003年12月18日発表)
Guidelines for broadcasters in drafting codes of practice for commissioning programmes from independent suppliers(「放送事業者が独立プロダクションから番組調達を行う際の実施規則に関するガイドライン」)
http://www.ofcom.org.uk/tv/ifi/guidance/cop_prog_ind/
- Ofcom ガイドラインにおいて、番組著作権に関しては次のように言及されている

14. 「番組制作者がその制作番組を放送事業者または第三者に完全に売却しない限り、**番組に関する権利は制作者が保有すべき**」というのが番組調達規則に関するOFCOMの考え方における基本原則である。したがって放送事業者はその実施規則において、彼らが確保する最低限の権利について定義すべきである。

14. A key principle underlying Ofcom's approach to the Codes of Practice is that producers should retain rights in their programmes unless these are explicitly sold to broadcasters and other parties. Broadcasters therefore should define in their Codes a minimum set of "primary rights" which they will acquire from independent producers.

- 上記ガイドラインを策定、修正する場合には、放送事業者、独立制作番組の制作者(またはその代理人)、BBC及びウェールズ・オーソリティと協議することが義務づけられている(2003年通信法第285条(6)(c))
- 各放送事業者は、上記ガイドラインに即して、PACT(Producers Alliance for Cinema and Television)との協議に基づき実施規則、契約条件(著作権に関する取り決めも含む)を定めた上で、一般に公開しなければならない(2003年通信法第285条(3)および上記ガイドライン)

BBC	「BBC Commissioning」	http://www.bbc.co.uk/commissioning/
Channel 3 (ITV)	「ITV Producers' Page」	http://www.channel4.com/corporate/4producers/
Channel 4	「4 Producers」	http://about.itv.com/page.asp?PartID=1097&depth=2
Channel 5(Five)	「Producer's Notes」	http://www.five.tv/aboutfive/producersnotes/

(参考) 番組調達における放送事業者—番組製作事業者間協約

- 放送事業者が独立制作事業者から番組調達を行う場合の契約条件等は、各放送事業者がPACTと協議の上で定めている
- 以下に、ITVが独立制作事業者から番組調達を行う場合の条件について示す

●権利の帰属

- 通常、ITVは1次利用権(primary rights)のみを得るものとされている
 - 英国内における全てのプラットフォームにおけるITV1での放送または伝送を独占的に行う権利
 - 期間は通常5年以内(追加料金を支払って2年間延長も可能:追加料金の算定方式はITVが随時定める)
 - 期間内に、多くの場合は3回まで(子ども向け番組では5回まで)ITV1にて放送することができる(そのための権利処理は制作者が行っておく)
 - ITVが最初に放映するまでは、制作者が保持する他の全ての権利を行使することはできない(オンデマンド配信、パッケージ販売、その他保有する全ての権利) →初回放映後は行使可能
 - 他に、ITVが以下を提案する権利も有する:ITVサイドのプロデューサーがその最終的な利益を一部還元する代わりに、インタラクティブサービス、アプリケーション、番組関連ウェブサイト、およびこれらを第三者に発注する権利を獲得する

●調達価格(1次利用権)

- 両者(ITVおよび制作事業者)の自由交渉により決定する、とされている
- 価格交渉に際して考慮されるべきものとして以下が例示されている(これに限らない)
 - ✓ 制作者の提示した価格
 - ✓ ITVが提示している価格算定方式
 - ✓ ITVの予算
 - ✓ ITVが獲得する権利の価値
 - ✓ 番組の特質(編集意図、撮影場所、撮影期間、等)
 - ✓ 既存の材料の活用量
 - ✓ 出演者・スタッフ
 - ✓ シリーズものの場合、番組のエピソード数
 - ✓ 新しい企画か、続編か
 - ✓ アニメーションやCGあるいはこれに類する技術を使用しているか否か

2. 放送番組製作に関する制度上のルール ③外部調達ルール導入の経緯(EU指令)

- 欧州委員会「国境のないテレビ指令」に基づいて国内法を制定(注:EUにおいては、加盟国はEUが定めた指令に基づいて国内法制度を整備する義務を有する)

国境のないテレビ指令 (“Television without Frontiers” Directive :TVWF指令)

欧州(EU)域内制作のTV番組の流通と制作を促進するために、加盟各国では、ニュース、スポーツイベント、ゲーム、広告、文字放送、テレビショッピングサービスを除く放送時間の過半を欧州制作の番組で埋めなければならない(第4条)

放送局は、放送時間又は番組制作費の10%以上は欧州の独立プロダクションが制作した番組を放送しなければならない(第5条)

Broadcasting and production quotas

In order to encourage the distribution and production of European television programmes, Member States must ensure where practicable that broadcasters reserve for European works a majority proportion of their transmission time, excluding the time allocated to news, sports events, games, advertising and teletext and teleshopping services (Article 4).

Broadcasters must also reserve at least 10% of their transmission time or 10% of their programming budget for European works from independent producers (Article 5).

出典: <http://europa.eu/scadplus/leg/en/lvb/l24101.htm>

指令原文: <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31989L0552:EN:HTML>

2. 放送番組製作に関する制度上のルール ④外部調達ルール導入の経緯(英国内)

- EU指令とは別に、英国内ではそれ以前から独立番組制作事業者からの調達ルールがつけられていた

1982年

Channel 4 を設立。
番組制作機能を持たせないことで、放送事業者による独立制作事業者からの番組調達を開始。

1986年

「ピーコック・リポート」(注1)が『BBCおよびITVの独立制作事業者からの番組調達率を、今後10年間で40%以上まで引き上げるべき』と提言

<理由>

1. **BBCおよびITVの高コスト体質を改善**するために、(両者と同等の質の番組をより低コストで制作できる)独立制作事業者を活用すべき
2. **番組供給市場の多様化および競争促進**も期待できる

注1: "Report of the Committee of Financing BBC": BBCの特許状改訂に際して政府が設置した委員会(委員長:アラン・ピーコック)が作成した報告書

ITVは、独立制作事業者(注:PACT [後述] の前身)との間で協議を行い、「1992年末までに調達比率を25%に引き上げる」ことに合意(IBAの調査結果では、1992年のITVの調達比率は22%(時間ベース))

1990年

1990年放送法制定。独立制作事業者からの番組調達比率を25%以上と規定。

1993年

上記規定が発効。
以後、ITVは調達比率25%を毎年達成。BBCは2004年以降(注2)は毎年達成。

注2: 独立制作事業者がその地位(「独立」)を失ってしまったことが原因で未達成となってしまった年もあった

2. 放送番組製作に関する制度上のルール ⑤外部調達ルールに対する評価

- Ofcomの公式文書にて、以下のように評価されている

2.2.12 独立制作事業者

全チャンネルが外部調達比率を達成

独立制作事業者は、以前はBBC、ITV、1982年に誕生したばかりのチャンネル4のために番組を制作していた比較的少数の事業者だったが、**現在は大きな成長を遂げ、全ての地上波チャンネルに対して大きな貢献を果たしている。**この要因の一つとして、**放送事業者に対する規制が挙げられる。**独立制作事業者からの調達比率に関する規制は1993年から実施されているが、すべての地上波チャンネルを対象として「適格番組の25%以上は独立制作事業者から調達しなければならない」と規定している。「適格番組」の具体的な定義は法により規定されているが、本質的には「地上波のために制作されたオリジナル番組(ニュースを除く)」を意味する。

2.2.12 Independent productions

All channels comfortably exceed quota

The independent sector has grown from a relatively small number of companies producing programmes for the BBC, ITV and particularly for the newly-created Channel 4 in 1982, **to a thriving production business, making significant contributions to all PSB channels. This has been achieved partly as a result of the regulations applying to broadcasters.** The independent quota has been in place since 1993, applies to all PSBs, and stipulates that at least 25% of 'qualifying' programmes must be commissioned from independent producers. 'Qualifying' programmes are defined in the legislation but are essentially first-run original productions, excluding news programmes.

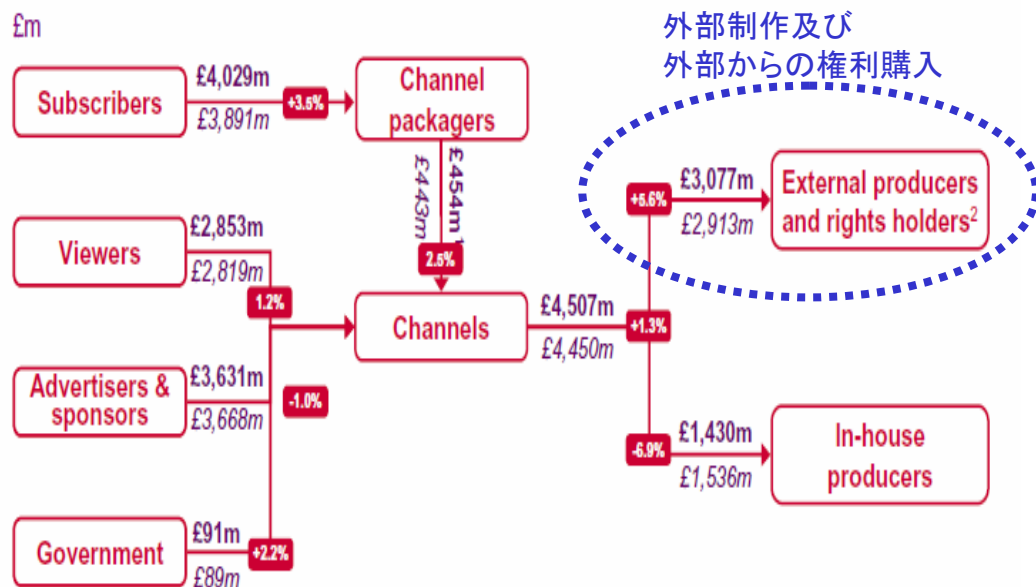
The Communications Market 2007 2 Television (p.143)

<http://www.ofcom.org.uk/research/cm/cmr07/tv/tv.pdf>

2. 放送番組製作に関する制度上のルール ⑥外部調達ルールの効果

- 放送事業者による番組調達金額(約45億ポンド)の 2/3 が外部調達によっている(Ofcom 調査)
- 番組取引の場としては、①各放送事業者による公募、②MIPCOM(毎年フランスで開催)等のコンベンション、が主と考えられる

TV番組市場の構造(一部簡略化)



Source: Broadcasters, broadcaster results and Ofcom analysis

Notes:

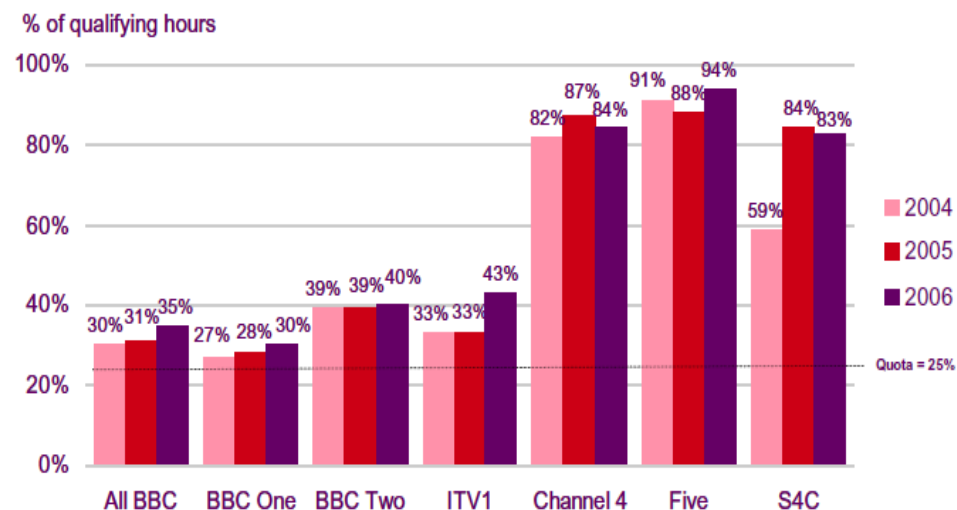
1 Excludes flows to channels owned by vertically integrated broadcasters (BSkyB and Telewest)

2 Includes both UK and non-UK content and rights providers

The bold figures represent 2006, the italicised figures 2005

出典: The Communications Market 2007 2 Television(p.121)
<http://www.ofcom.org.uk/research/cm/cmr07/tv/tv.pdf>

独立制作者からの番組調達状況



Source: Ofcom/Broadcasters

出典: The Communications Market 2007 2 Television(p.142)
<http://www.ofcom.org.uk/research/cm/cmr07/tv/tv.pdf>

3. 番組制作者の概要 ①主な独立番組制作者

英国における主な独立番組制作事業者

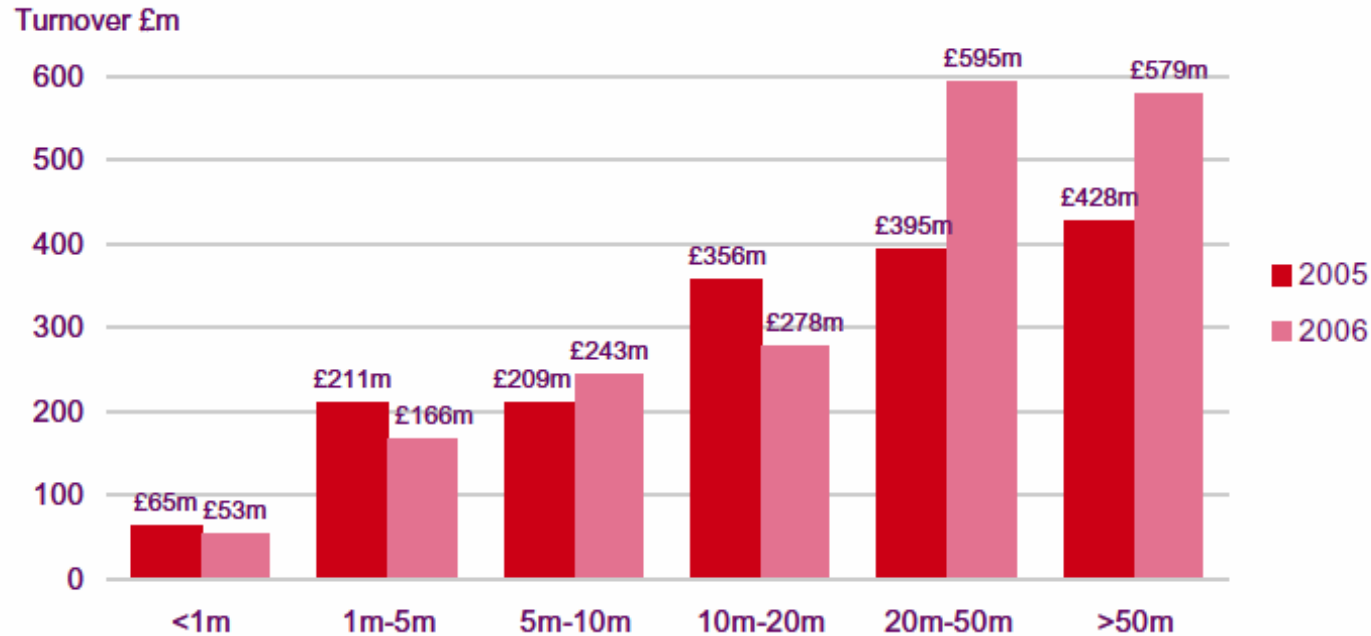
持株会社	制作会社	売上 (億円)
All3Media	South pacific Pictures, North One TV, Lion TV, Lime Pictures, IDTV, Company Pictures, ARG TV, Cactus Films, All3Media International, Bentley productions, Maverick Media	400
IMG	TWI, Tigress Productions, Tiger Aspect, Darlow Smithson Productions	490
RDF Media Group Plc	Touchpaper Television, RDF Media, RDF International, Radar TV, IWC Media, The Comedy Unit, Presentable, Foundation TV Productions	231
Southern Star Group	Oxford Scientific Films, Darrall Macqueen, Carnival Films & Television	
Tinopolis	Venner TV, Mentorn, Folio, Sunset & Vine Productions, Music Box, Tinopolis	109
Shed Productions Plc	Shed Productions, Ricochet, Outright Distribution	102
Hat Trick Holdings Ltd	12 Yard Productions, Hat Trick Productions	
Endemol UK	Endemol, Cheetah, Initial, Zeppotron, Brighter Pictures, Showrunner, Hawkshead, Victoria Real	400
Fremantle Media (RTL Group)	Fremantle Media, Talkback Thanos, Grundy Productions, Regent Productions	231
DCD Media	Done and Dusted, Iambic Productions, Box TV	60
Hit Entertainment	Hit Entertainment, Gullane Entertainment, Hit USA Production, Guinness World Records	383
Shine	Shine, Firefly, Kudos, Princess	231

注：売上は2006年の持株会社の売上額（1ポンド＝230.95円で計算）

出典：Ofcom("The Communication Market 2007")より作成

3. 番組制作者の概要 ②独立番組制作者の規模別状況

収入規模別にみた独立制作事業者の分布



Source: Pact/Digital-i

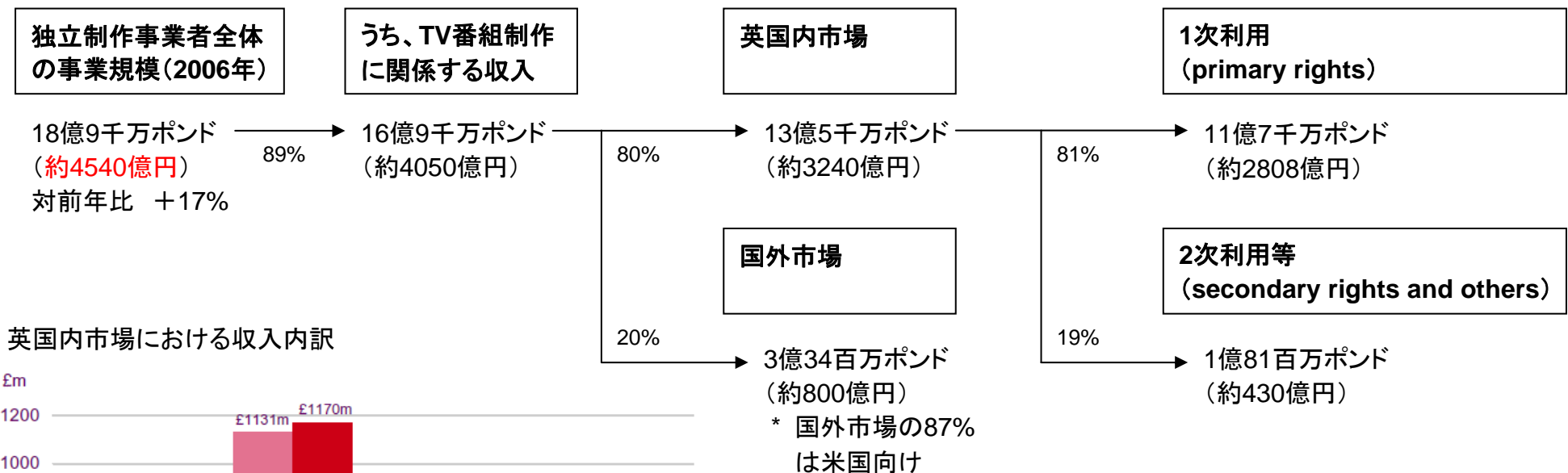
- 小規模事業者(～500万ポンド/年)
 - 年間に数本を制作するイメージ(“lifestyle company”)
 - 金額ベースで全体の11%を占める
 - 2005年に比して収入が減少(平均-21%)
- 中規模事業者(500万～1000万ポンド/年)
 - 金額ベースで全体の13%を占める
 - 2005年に比して収入が増加(平均16%)

- 超大規模事業者(2000万ポンド/年～)
 - 金額ベースで全体の61%を占める
 - 2005年に比して収入が大幅に増加(平均40%以上)
 - ドラマやバラエティを多く制作していること、しばしばそれらの続編が発注されること、などが経営の安定化要因になっている
 - このクラスは、持株会社によりグループ化されているケースが多い

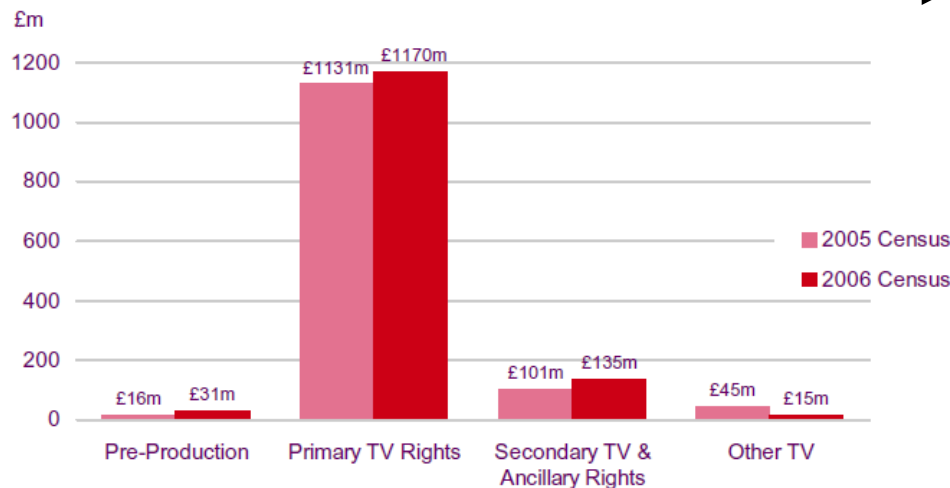
出典: Ofcom(“The Communication Market 2007”)より作成

3. 番組制作者の概要 ③独立制作事業者による番組製作の市場規模

- 独立制作事業者によるTV番組関連の事業規模は全体で16億9千万ポンド(2006年)
- その80%は英国内向けの制作
- 英国内向け制作の81%が1次利用(テレビでの放映)による収入で、2次利用による収入は1割(その他を加えると2割程度)



英国内市場における収入内訳



出典: Ofcom("The Communication Market 2007")より作成(原典はPACT/Digital-iによる調査)

3. 番組製作者の概要 ④PACTについて

- PACT(Producers Alliance for Cinema and Television)は、長編映画、放送番組、アニメーション、インタラクティブメディア等を制作する事業者のもつ商業的な権利の代理及び促進を目的とする同業者団体
- <http://www.pact.co.uk/>
- 1991年に関連の諸団体が合併する形で設立された(前進となる諸団体は、1980年代より活動)
- 会員数は約700社
- 会員は業種によって8つのカテゴリーに分類されている
 - TV番組・アニメ等の制作事業者(大規模・小規模)、権利取扱事業者、映画制作者(大規模・小規模)、映画スタジオ、ファイナンス事業者、専門サービス事業者(会計、保険、広告、PR、弁護士、ポスプロ、ファシリティ等)
- 収入は会費及びさまざまなサービス提供に関する手数料で、これを主財源として運営されている
- 運営は、31名からなる評議会(選挙で選ばれ、事業分野、地域、事業規模が偏らないように構成)により行われている
- 主な活動内容は次のとおり
 - 政府、規制機関、オピニオンリーダー等への陳情、請願、交渉等
 - 各放送事業者との取引条件の交渉
 - 各種専門サービスの提供(法務、業務等)
 - 教育・研修
 - 国際イベントへの参加及び支援
 - 各種データベース(会員データベース、会員が制作したコンテンツのデータベース(実演家・スタッフ等も含む)、等)構築
 - 各種書式(標準契約書等)の提供
 - ウェブサイトでの会員向け情報提供、会員誌の発行、ニュースレター(電子メール)の発行
 - 会員リストの外部への提供(有償)

3. 番組制作者の概要 ⑤PACTの主な活動

